

お知らせ

… 労働局を偽った文書にご注意を …

最近、管内の事業場に対して北海道労働局をかたって労務管理の適正化を求める警告文が送付される事案がありました。

個別的な法令遵守に関する勧告等の指導は、原則として所轄の労働基準監督署において調査等による事実確認のうえで行います。送付された文書に不審な点があればまずは、所轄の労働基準監督署もしくは北海道労働局（労働基準部監督課）へお問い合わせください。